

令和4年度

大衡村地域包括支援センター運営方針

## 大衡村地域包括支援センター運営方針

### (目的)

第1条 本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、その運営に関する必要な事項を定め、センターの円滑な運営を図るとともに、大衡村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築、推進の中核的機関である地域包括支援センターが、計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る基本方針について示すものである。

### (設置主体)

第2条 センターの業務である包括的支援事業の実施主体は、大衡村（以下「村」という。）とする。

2 村は、法第115条の47第1項の規定に基づき、包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターを設置する法人、医療法人、社会福祉法人、その他村長が適当と認める法人に委託する。

### (村の責務)

第3条 村は、法第115条の46第1項の目的を達成するため、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

2 センターの実施した事業に対する評価を行い必要な支援、措置を講じる。

### (センターの設置)

第4条 大衡村地域包括支援センター業務受託事業者（以下「受託者」という。）は、法第115条の46第3項及び介護保険法施行規則に基づき、「地域包括支援センターの届出に係る記載事項」を村に届け出し、センターを設置するものとする。

2 センター設置に当たっては、公平、中立及び利便性を確保するため、受託者である法人のサービス提供場所等と明確に分離された場所に設置するものとする。また、センターの周知に関する印刷物等には受託者が運営するサービス提供施設等の情報を掲載してはならない。ただし、必要がある場合はその経緯について記録すること。

### (センターの責務)

第5条 センターは本方針に基づき第1号介護予防支援事業、包括的支援事業及び指定介護予防支援等を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営む

ことができる体制づくりに努め、地域包括ケアシステムの構築につなげるものとする。

(設置区域)

第6条 センター設置区域は、法第117条第2項第1号の規定する区域とし、業務地域は大衡村地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

(事業の実施方針及び内容)

第7条 各事業については、次のとおり実施するものとする。

(1) 指定介護予防支援事業（法第115条の23）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行い、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するため、「大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号）」を遵守し下記業務を実施するものとする。

- ① 利用申込の受付
- ② 契約締結
- ③ アセスメント
- ④ 介護予防サービス計画原案の作成
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ 介護予防サービス計画書の交付
- ⑦ モニタリング
- ⑧ 評価、計画書の見直し
- ⑨ 給付管理、介護報酬の請求

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項第1号）

要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施する。

① 通所型サービスA（はつらつ塾）

認知症予防・閉じこもり予防・運動機能向上などの複合型教室を開催する。

通いの場が充実することで、高齢者の心身機能や生活機能の改善など、日常生活の

活動を高め家庭や社会への参加を促し自立した生活を継続できるよう支援する。また、介護予防ケアマネジメントをするものとする。

② 通所型サービスC（元気アップ教室）

運動機能低下や閉じこもり等に関するリスクを抱える高齢者に対して、理学療法士が心身機能を改善するため通所型サービスを提供する。また、介護予防ケアマネジメントをするものとする。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

（法第115条の45第1項第1号ニ）

介護予防や日常生活支援が必要な利用者を把握し、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行うものとする。

(4) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものとする。また、高齢者本人のみならず介護を行う家族等に対する支援も重要であり、複合化、複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援や対応をしていくため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行うものとする。

① 地域におけるネットワーク構築

ア 支援を必要とする高齢者等を把握し、保健、医療、福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うため、地域における関係者のネットワーク構築を図ること。

イ 地域に必要な社会資源がない場合は、その発掘に努め、さまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

ウ 「地域ケア会議」を積極的に活用し、問題解決にあたる体制整備を進め、地域の特性に応じたネットワークを構築していくこと。

② 総合相談

ア 電話、来所、訪問等の手段により高齢者等、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談を受け、的確な状況把握等を行うとともに、専門的又は緊急の対応が必要かどうかの判断を行い、必要な情報を提供し、適切で専門的な機関やサービスにつなげるなど総合的な支援を行うこと。

イ 総合相談において、緊急の対応が必要な場合は、村及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速な対応を行うこと。

ウ センター利用者の保健福祉サービスの利用申請手続きの代行（村等への申請書

の提出)等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用調整を行うこと。また、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認し、評価すること。

③ 実態把握

適切な総合相談業務遂行のため、地域におけるネットワークを活用するほか、高齢者等への個別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者等の心身の状況等について効率的、効果的に実態把握を行うこと。

(5) 権利擁護事業(法第115条の4第2項第2号)

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行う事ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものとする。

① 成年後見制度の活用促進

高齢者等、家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、その高齢者等の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、経済的被害を現に受けている又はその可能性がある場合、預貯金等の財産管理、遺産管理等の支援が必要な場合など、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は、村と連携を図り、必要な支援を行うこと。

ア 成年後見制度の普及啓発

イ 成年後見制度の利用に関する判断

ウ 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立てに関する支援及び村との連携

エ 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携

オ 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体との連携

カ その他成年後見制度の活用、促進に関すること

② 高齢者虐待への対応

ア 高齢者虐待に関する相談、指導及び助言

イ 高齢者虐待に関する通報

ウ 高齢者虐待に関する届出の受理

エ 高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置

オ 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置

※虐待を把握した場合には、速やかに村に高齢者の状況等を報告し、適切な対応をとること。

③ 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者が家族等の虐待を受けている場合、必要な介助が放棄されている場合、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合な

ど、保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、村と連携を図り、必要な支援を行うこと。

ア 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の村との連携

イ 成年後見制度の利用を含めた適切な支援

ウ その他措置に伴う支援

④ 消費者被害の防止に関する対応

高齢者等や家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、消費者被害に関する問題が発生している又はそのおそれがあると認められる場合には、関係機関と連携を図り、必要な支援を行うこと。

ア 訪問による相談や情報収集

イ 消費生活センターとの連携

ウ その他消費者被害の防止のために必要な支援

⑤ 困難事例への対応

高齢者等やその家族に重層的な課題が存在している場合、高齢者等自身が支援を拒否している場合など、その対応が困難な事例を把握した場合には、センターの職員が連携し、対応策の検討を行い、関係機関と連携を図り、必要な措置をとること。

(6) 包括的・継続的ケアマネジメント事業（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものとする。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

ア 地域の多職種連携体制構築に資する講演会、研修の開催

イ 地域の社会資源の把握及び開発

ウ 高齢者の入院及び退院並びに入所及び退所の際の連携及び調整

エ 高齢者に対する継続的支援

② 介護支援専門員に対する個別支援及び研修

ア 相談窓口の設置

イ 支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援

ウ 個別事例に対するサービス担当者会議の開催支援

エ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導

オ ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

(7) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

- ① 介護予防把握事業  
基本チェックリストを用いて、高齢者が自分の健康状態を把握できるようにし、住民主体の介護予防活動に繋げる。
  - ② 介護予防普及啓発事業  
広報・リーフレットを通じて介護予防の基本的な知識の普及啓発を行う。  
いきいきサロン・脳トレ楽習教室の企画運営を行うものとする。
  - ③ 地域介護予防活動支援事業  
ボランティア等を活用し住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
  - ④ 一般介護予防事業評価事業  
一般介護予防事業の利用実績をまとめ、事業参加者の要介護認定移行状況等の統計をとり、事業の効果を評価する
  - ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業  
地域における介護予防の取組みを強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。  
高齢者の「介護予防リハビリ指導」として、虚弱高齢者や閉じこもりがちな高齢者に対しストレッチ・筋力トレーニング・生活上のアドバイス等の適切な指導を行い、筋力を維持・向上させ寝たきり予防等の活動を行う。
- (8) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項）  
地域ケア会議は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のための支援として下記業務を実施するものとする。
- ① 地域ケア個別会議  
個別事例の課題分析を行うことによる地域課題の発見を目的に保健医療福祉関係者、民生委員及び関係機関等の多職種協働により運営し、必要時に開催すること。
  - ② 地域ケア推進会議  
地域ケア個別会議等で明らかとなった地域課題に対し、地域全体での課題解決に向けて、地域づくりや政策形成等に取り組むこと。なお、実施主体は村とするが、その協力をすること。
- (9) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）  
在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を図るものとする。
- (10) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）  
地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチング等の多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施し、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を行うものとする。
- (11) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人やその家族を支援する総合事業等を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症の状態変化に応じ、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族に対して効果的な支援を行うものとする。

(12) 前各号に掲げるもののほか、地域包括支援センターの運営に必要な業務

① 例月の報告に関する業務

毎月の業務において、指定の様式に記録することとしているもの（指定介護予防支援業務を除く）について、記録を行った翌月15日まで村に報告するものとする。

② 地域包括支援センター運営協議会等（以下「運営協議会等」という。）の会議での報告、説明等の業務

センターは、村が設置した運営協議会等の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保すること。センターは、業務の進捗状況等について活動報告書を作成し、評価を受けること。また、評価を受けた内容に基づき、次年度の事業計画書等を提出し承認を得るものとする。

③ 適正な記録管理に関する業務

業務の実施に係る書類、磁気媒体等について、適正な管理を行うとともに、これらの散逸等がないよう必要な措置を講じるものとする。

④ 災害発生時の対応

センターは、災害発生時（及びその備え）に村と連携を図り、必要な支援を行うこと。

⑤ その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

（協議）

第8条 この方針を変更若しくは廃止する場合は、予めセンターの設置者と協議の上定める。

（その他）

第9条 この方針に定めることのほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この運営方針は、令和4年4月1日から施行する。